

地域金融機関の職員様向け

NEWS LETTER

2011.5. Vol.15

# 顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 ほこだて法務事務所  
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15  
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

## < 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『創業50年の中小製造業の事業承継案件②』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『金融機関職員様の声』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



身近な法律手続アドバイザー  
行政書士 銚立 榮一朗  
(ほこだて えいいちろう)  
事業承継アドバイザー ECA  
宅地建物取引主任者  
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型  
趣味：キャンプ、登山、サッカー  
事務所代表者ブログを執筆中！  
刺激をシェアしよう！

## <ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

先日、鎌倉に住む友人の案内で、日帰りの鎌倉ハイクに行ってきました。

大船方面から鎌倉湖～天園ハイキングコースを歩きながら、ウグイスの鳴き声と新緑の景色を楽しんだ後、石庭で有名な「瑞泉寺」、鎌倉最古の寺「杉本寺」を見学。鎌倉駅まで下りた後、江ノ電に乗って由比ヶ浜海岸で一休みし、最後は稲村ヶ崎で温泉につかって旅の疲れを癒しました。

ところで、温泉に入りながら思い立ったのが、今年度の個人的なテーマとなりそうな「環境を変える」というキーワード。

どのように環境を変えるかはまだアイデア段階ですが、然るべき時期に、このニュースレターでまたご報告したいと思います。

## <サポート事例>

### 『創業50年の中小製造業の事業承継案件②』

今回のサポート事例は、前回に続いて、創業50年の中小製造業の事業承継案件です。

今年の2月上旬に行った、後継社長、経営幹部を交えた事業承継対策のプレゼンの後、早速パートナー税理士とともに具体的な対策の手続きを進めて行きました。

まず着手したのが、高齢の代表取締役会長に過大なキャッシュが流入している現状の見直しでした。このまま高額な役員報酬と法人の家賃収入を会長がもらい続けていたら、会長個人の所得税の負担が大きだけでなく、相続財産が増えていくため将来の相続税の負担も増えてしまいます。

そこで、役員報酬については、「年齢と健康上の理由による代表取締役の辞任と当社の直近2期の業績悪化についての役員としての経営上の責任から、役員報酬を0円とする」旨の取締役会議事録を作成し、代表権返上の役員変更登記を行うとともに、役員報酬の支払いを停止。また、個人・法人間の賃貸借契約の内容を見直し、賃料を会長の生活費・介護費用に十分と思われる金額に減額する内容の新たな賃貸借契約書を作成しました。

続いて行ったのは、対策のメインとなる「事業承継税制」(非上場株式に係る相続税の納税猶予の特例)の活用です。前号のニュースレター(vol.14)の「相談業務引き出しメモ」でご紹介した通り、同制度を活用するには、後継者が特定されている

つづき↓

## ＜サポート事例＞

ことや計画的な事業承継に係る取り組みを行っていることについて、相続開始前に「経済産業大臣の確認」を受けることが必要です。確認を受けるための申請の内容については、後継社長、経営幹部をはじめ関係者でミーティングを重ね、3月中旬に関東経済産業局に申請、審査の後、4月上旬に無事「経済産業大臣の確認」が下りました。

もっとも、相続税の納税猶予の特例で対象となる株式は、後継者が相続で取得した株式のうち発行済み株式総数の3分の2までです。そこで、「経済産業大臣の確認」が下りた後、会長が所有する特例の対象とならない株式については、同社に勤務する後継社長のご子息2人に数株ずつ生前贈与を実施しました。

ここまでで、当初のプレゼンでご提案した対策の手続きは一段落。月1回のペースで行っている今回の定例ミーティングでは、半期の経営上の数字を見ながら、より経営の実情に即した事業承継計画のご提案をさせていただく予定です。

さて、ここからは余談です。実は、事業承継税制の確認申請のための書類が全て揃ったのは、3.11の震災の日の午前中のこと。翌14日(月)に「さいたま新都心」にある関東経済産業局の窓口で申請をする予定でした。当日、窓口申請の予約確認の電話をしたところ、計画停電で最寄りの交通機関が動いていないということで、急遽バイクで向かうことに。愛車のスーパーカブ110が大活躍してくれました。

## ＜相談業務引き出しメモ＞

### 『金融機関職員様の声』

■「パートナーシップを組める専門家が身近になると、とても心強い」(大田区 信用金庫 営業課長 T.Y 様 41歳)

——実際に当事務所の機能を活用されてみていかがでしたか？(製造業の事業承継サポート、ホテル業の風営法施行令改正対応、相続人調査など)

我々金融機関の仕事は、お金を扱う仕事です。しかし同時に、お客様に「お金ではないサービス」を提供することも大事だと私は考えています。その点で、パートナーシップを組める専門家が身近になると、とても心強い。専門家と一緒にお客様に提案することで、自分の使える知識が増える

というメリットもあります。

年配で敷居の高い専門家とは全然違って、鉾立さんは話しやすく、動きがよくて知識も豊富。お客様によるこんでいただけてますし、最近では店としても一部調査業務などをお願いしています。いつもありがとうございます。

Y課長と初めてお会いしたのは、前職のコンサルティング会社時代のこと。それから3年ほど一緒に仕事をさせていただいていますが、Y課長の素晴らしいところは、お客様はもちろん、支店長をはじめ同僚からの人望がとても厚いということ。今後の更なるご活躍をお祈りしております！

## ＜編集後記＞

インテリアショップ勤務時代の同僚、地元建設会社社長、Twitter経由での友人など。最近、“さしで(二人で)飲もう”というお誘いが続いています。私はどちらかというと、大勢でワイワイよりも2~3人の少人数で深い話をするのが好きなタイプ。さしで飲んでいると、時間を忘れて人生相談に発展することもしばしば。特に震災以降、個人ベースの絆が見直されているのかもしれない。

行政書士 ほこだて法務事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いをしています。

### ＜主要業務＞

#### ■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買  
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

#### ■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り  
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

#### ■ 外国人のお客様(入管手続)

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に  
ご連絡ください

ご相談承ります。地域密着の身近な法律手続アドバイザー

**行政書士 ほこだて法務事務所**

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

相談業務に役立つ小冊子  
『間違いない遺言書  
の書き方 5つのチェック  
ポイント』  
無料請求受付中

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

☞ ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> **ほこだて法務事務所** **検索**

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。